



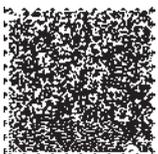
調布市は
「2050年ゼロカーボンシティ」
を目指しています

調布市 緑の基本計画



令和3(2021)年3月

この計画書の各ページには、「音声コード」(Uni-Voice)を付しています。
「音声コード」とは、1.8センチメートル角のコードを専用の読み取り機やスマートフォン用アプリが音声に変換し、文章内容を読み上げるものです。



調布市緑の基本計画の策定にあたって

調布市は都心から近距離にありながら、多摩川・野川をはじめとする河川、国分寺崖線、深大寺地区の湧水、武蔵野の面影を残す都市農地や屋敷林など、豊かな自然に恵まれたまちです。これらの貴重な財産を次の世代に引き継ぎ、守り育てていくことは私たちに課された責務です。

市では、平成23年度に改定した「庭園のまち調布」を将来像とした緑の基本計画改定版に基づき、緑のまちづくりを進めてきました。その間、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法の改正が行われ、緑地の定義に農地を含めることが明記される等、緑を取り巻く状況は大きく変化しており、これらに適切に対応しながら、効果的な施策を推進して参りました。

緑は生物多様性、都市環境の保全、防災、景観形成、レクリエーション等の多面的な機能を有しており、良好な都市環境を形成する重要な役割を担っています。緑の量の維持に加え、緑の多様な機能を生かしながら、市民に必要とされる身近で親しみやすい緑を形成するため、緑の質も高めていかなければなりません。

新たな「調布市緑の基本計画」は、緑の量と質の重視、農地に関する法改正・民間との連携、目標達成の見える化、良質な緑環境の継承、共生社会構築への貢献の5つの視点を踏まえ「ひと・みず・みどりが調和するまち調布」を緑の将来像とする調布らしいぬくもりのある緑や水を、世代を超えて守り育てる計画としました。

今後、市は市民・事業者の皆様と更なる信頼関係を築きながら、本計画の実現を目指して取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

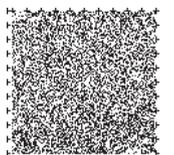


最後に、調布市緑の基本計画策定に当たり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係機関各位に心より御礼を申し上げます。

令和3年3月

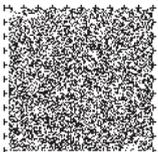
調布市長

長友貴樹



目次

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 計画の位置付け | 1 |
| 1-1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 1-2 計画期間 | 1 |
| 1-3 緑の基本計画の役割 | 2 |
| 1-4 市民・事業者・行政の役割 | 2 |
| 1-5 上位・関連計画との関係 | 3 |
| 第2章 計画策定の視点 | 4 |
| 第3章 まちの概況 | 6 |
| 3-1 概要 | 6 |
| 3-2 自然条件 | 7 |
| 3-3 社会条件 | 10 |
| 第4章 調布市の緑の現状と課題 | 12 |
| 4-1 対象とする緑 | 12 |
| 4-2 緑の機能 | 12 |
| 4-3 緑の現況 | 13 |
| 4-4 課題のまとめ | 24 |



| | |
|------------------------------|-----|
| 第5章 緑の将来像 | 25 |
| 5-1 本市における緑の将来像 | 25 |
| 5-2 基本目標 | 27 |
| 5-3 施策の方針 | 28 |
| 第6章 緑に関するまちづくりの取組 | 30 |
| 6-1 全体計画 | 30 |
| 6-2 施策 | 33 |
| 6-3 地域別計画 | 75 |
| 第7章 計画の実現に向けて | 100 |
| 7-1 市民や関係機関・団体等との連携の推進 | 100 |
| 7-2 庁内連携の推進 | 100 |
| 7-3 施策の推進のための財源確保 | 100 |
| 7-4 法改正に伴う制度の活用 | 101 |
| 7-5 都市計画決定区域の変更の検討 | 101 |
| 7-6 計画の進行管理 | 102 |
| 参考資料 | 114 |
| 用語解説 | 114 |
| 策定の経緯 | 122 |
| 調布市緑の基本計画策定委員会要綱 | 124 |

第1章 計画の位置付け

1-1 計画策定の趣旨

緑の基本計画は、市町村が中長期的な視点に立って、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための計画です。平成6（1994）年の都市緑地法の改正により創設され、次のような特徴があります。

市では、これまで、平成11（1999）年策定、平成23（2011）年に改定した調布市緑の基本計画に基づき、緑の将来像の実現に取り組んで参りましたが、令和2（2020）年に計画期間が満了することから、改めて計画期間を定め、新たな「調布市緑の基本計画」を策定いたします。

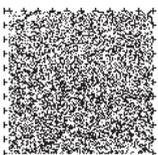
<緑の基本計画とは>

- 都市緑地法に基づく計画制度です。
- 主として都市計画区域が対象となります。
- 法律に基づく措置から、官民の連携・協働による事業や、市民・企業の緑化活動まで、幅広い内容を含めることができます。
- 市民と行政が一体となって計画の実現に取り組んでいけるよう、住民意見の反映や計画内容の公表に努めることが定められています。

1-2 計画期間

緑の基本計画は、中長期的な展望に立って都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に取り組む必要があるため、令和3（2021）年度から令和22（2040）年度の20年間を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や緑を取り巻く状況に変化が生じることも想定されるため、必要に応じて計画の見直しを行います。



1-3 緑の基本計画の役割

「緑の基本計画」は、緑全般に関する幅広い総合的な計画であり、緑施策の指針となるものです。そのため、緑地の保全や公園の整備をはじめとして、公共施設や民有地の緑化の推進などの取組の方向性を定めるものです。

緑の基本計画には、主に以下のような特徴があります。

調布市の緑に関する総合的な計画です

「緑の基本計画」は、公園の整備や緑の保全に加え、道路や河川の緑化、学校、庁舎などの公共施設の緑化、市民や事業者による緑化活動など、緑のまちづくり全般に関する指針を定める総合的な計画です。

地域の特性に応じて策定する計画です

「緑の基本計画」は、市民に身近な緑に関する計画です。計画策定にあたっては、自然環境、歴史文化、まちづくりの動向、緑に対する市民の意識など地域の特性を反映させた、親しみのある計画とします。

市民・事業者・行政が協働し、推進していく計画です

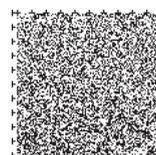
地域の緑をまもり・つくり・そだてるためには、市民・事業者・行政が力を合わせて取り組むことが不可欠です。従って、計画の策定にあたっては、市民の意見や意識を踏まえた計画とすることが必要です。また、地域が一体となって緑のまちづくりに取り組むために、「緑の基本計画」を広く周知する必要があります。

1-4 市民・事業者・行政の役割

本計画は、市民*・事業者・行政の協働により、実現を図ることとします。

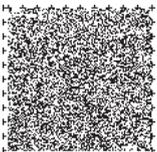
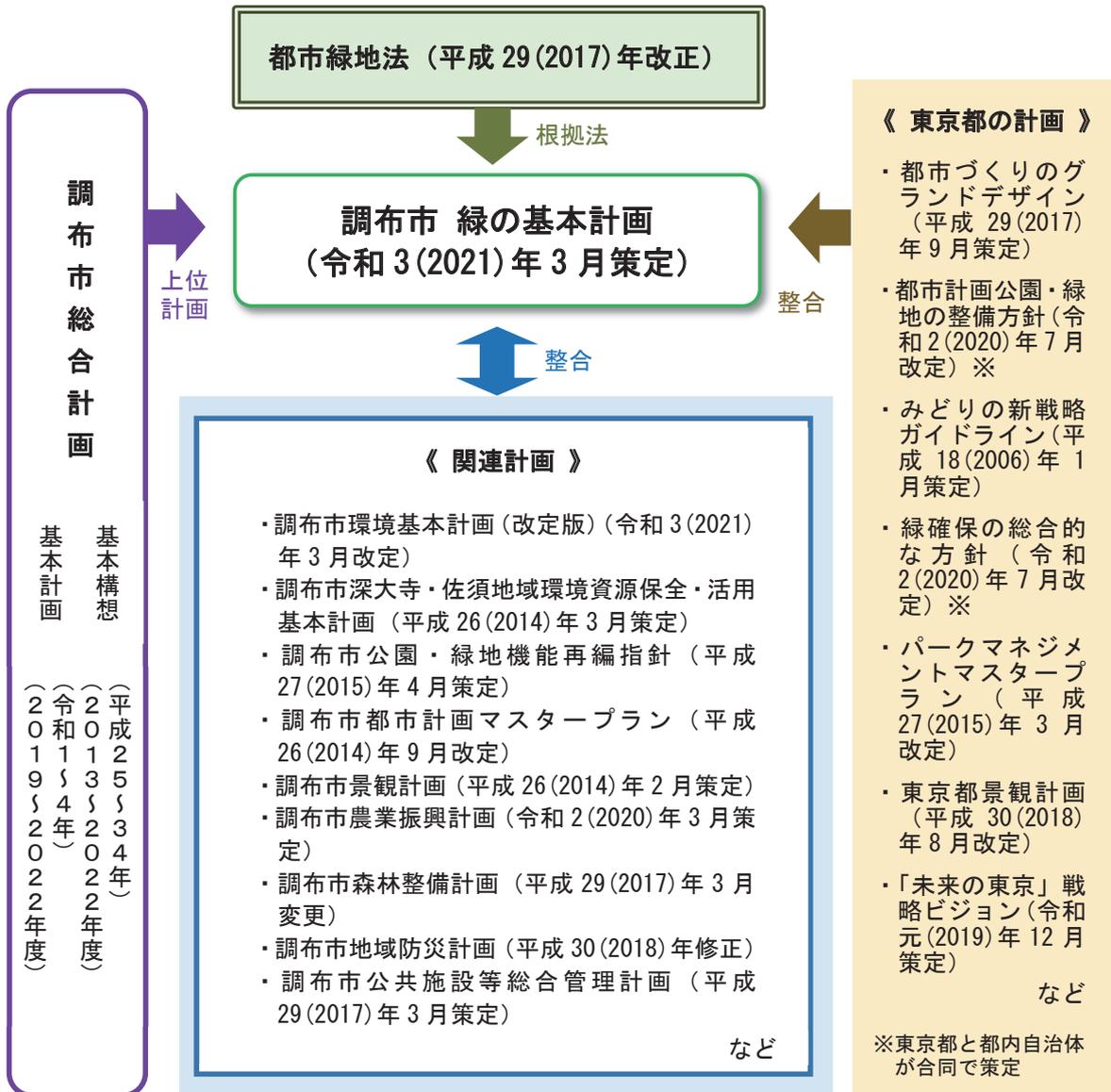
| 主体 | 役割 |
|-----|---|
| 市民* | ・緑や花を思いやり、緑に触れ合う機会に積極的に参加するとともに、身近な緑化活動に関心を持ち、主体的に行動します。 |
| 事業者 | ・開発にあたってはできる限り緑の空間を確保し、地域と連携しながら民有地・施設の緑化に取り組みます。 |
| 行政 | ・公共空間の緑の保全、公共施設における緑化などに率先して取り組むとともに、情報発信・情報共有等により、市民・事業者の主体的な活動を支援します。 |

※ここでの市民には調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第2条に規定される「市内に居住する者、市内に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内の土地又は建築物について権利を有する者又は規則で定める利害関係を有する者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び市内の土地又は建築物について権利を有する法人等」を指します。



1-5 上位・関連計画との関係

緑の基本計画は、上位計画である市の「総合計画」を構成する個別計画で、「都市計画マスタープラン」「環境基本計画」等の関連計画と整合を図り、連携しながら緑のまちづくりを推進していくものであり、緑地の保全や緑化推進、公園・緑地の施策や市民との連携による協働事業等の指針となるものです。



第2章 計画策定の視点

本計画は、将来の人口減少や少子高齢化、多様な市民ニーズ等、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しているとともに、公園・緑地に係る法・制度の改正を踏まえ、次のような基本的な考え方に基づく計画とします。

1 緑の量の維持に加え、質の向上も重視した計画

野川・湧水などの水環境、崖線の緑環境、都立公園などの豊かな資源は、調布市の住みよさを象徴する大きな要素であり、緑の量として一定程度確保されてきました。この緑を減らさない計画づくりを行います。さらに、調布市の将来人口推計によると、2028年頃（基本推計）をピークに今後は人口減少に転じることも予想される中、公園・緑地についても地球温暖化の緩和などの質の向上を図る必要があり、持続的なマネジメントの視点を重視した計画づくりを行います。

2 農地に関する法改正や民間との連携などの新たな視点を盛り込んだ計画

近年の緑に関する法制度の動きとして、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法、建築基準法等の改正、都市農地貸借法の制定等が行われ、緑を取り巻く環境は大きく変化しています。新制度の活用及び民間と連携した緑のマネジメント方策など、新たな視点と取組を盛り込んだ計画づくりを行います。

3 目標達成に向けた取組を明確化し、進行管理できる計画

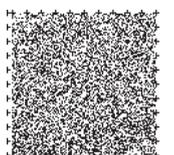
本計画において設定する緑の将来像に向けた道しるべとなるべく、指標と目標値を設定し、目標の達成に向けた取組が実行できる計画づくりとします。取組を推進し、目標の達成状況を評価し、評価に応じて定期的に取組の見直しを行うことができる進行管理の考え方を盛り込んだ計画づくりを行います。

4 市の強みを協働の取組に活かし、良質な緑環境を次世代につなげる計画

都心に近い交通至便な地域でありながら、水と緑に代表される豊かな自然環境に恵まれ、若い世代の人口が増えています。この強みを「市民との協働」に生かし、良質な緑を次世代につなげ、多摩地域の中でも水と緑の環境づくりを牽引する計画づくりを行います。

5 持続的な都市づくり・共生社会の構築に貢献する計画

地球温暖化に伴う大雨や猛暑日など（極端現象）の増加、及び都市型災害リスクの高まりから、グリーンインフラとして都市における緑の役割の重要性が再認識されています。緑の施策を通じて、国際的な開発目標（SDGs）へも貢献する取組が求められており、人と自然が共生した、持続的な都市づくりを推進するための計画づくりを行います。



調布市緑の基本計画とSDGsの関係

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は Sustainable Development Goals の略称で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された令和 12（2030）年を目標年次とする国際開発目標のことです。これらの目標に沿ってすべての人及び環境にやさしい社会づくりに向けたユニバーサルな（普遍的な）取組を行うとされています。本市でも本計画における取組により、持続可能なまちづくりを通じて、SDGs への貢献を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



| 開発目標のゴール | ⇒ 本計画との関連 |
|---|--|
|  6 安全な水とトイレを世界中に | 安全な水とトイレを世界中に 公共用水域の水質を保全し、健全な水循環と良好な水環境を創出 |
|  11 住み続けられるまちづくりを | 住み続けられるまちづくりを 循環型社会の構築と災害に強いまちづくりによる持続的な都市の実現 |
|  12 つくる責任 つかう責任 | つくる責任 つかう責任 緑の資源の持続可能な管理及び効率的な利活用の推進 |
|  15 陸の豊かさを守ろう | 陸の豊かさを守ろう 緑の保全創出による、国土の保全及び生物多様性の保護 |
|  17 パートナーシップで目標を達成しよう | パートナーシップで目標を達成しよう 市民協働の推進による地域に即した取組の推進 |

